

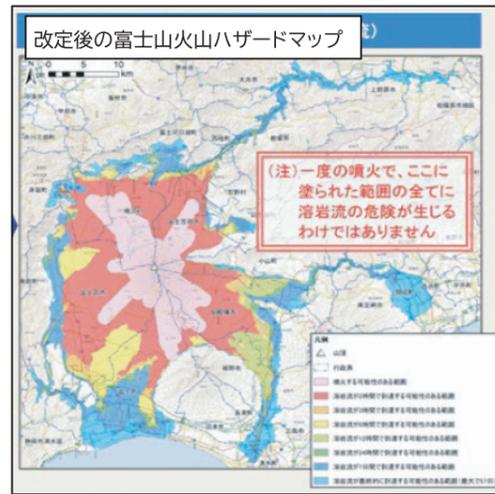
長泉町富士山火山避難計画 概要版

1 計画策定の趣旨

富士山火山防災対策協議会（静岡県・山梨県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関で構成）は広範囲にわたる火山災害に対し迅速に対応ができるよう、令和3年3月に富士山ハザードマップを改訂した。

また令和5年に富士山火山防災対策協議会は新たな被害想定に対応するため、富士山の火山災害警戒地域に指定された3県27市町村における避難対策のための基本的な事項を定めた「富士山火山避難基本計画」（以下「基本計画」とする）を公表した。この改訂を受けて今後、静岡県や市町がそれぞれの地域特性を踏まえた避難体制を整える必要があることから、本町においても町避難計画を策定する。

本計画では、基本計画において定められた「いのちを守るための避難を最優先し、くらしを守るための避難についても可能な限り配慮する」避難方針に基づき、平常時に実施する事前対策や噴火警戒レベルが引き上げられた場合に実施する避難対策、避難後の対応について定め、町民の生命、身体及び財産を富士山噴火による災害から保護することを目的とする。



2 計画の基本方針

富士山噴火後、気象庁及び静岡県においては火口の特定に1時間程度、リアルタイムハザードマップの発表まで24時間程度を要すると想定されている。よって噴火のパターンに関わらずハザードマップが特定できるまでの24時間においては「いのちを守る避難」を第一に考えた避難行動が必要となる。さらに静岡県より、各市町に噴火後24時間以内初動（流下パターン/24時間以内）の避難計画の策定が求められたことを受けて、**本計画における避難行動は噴火後から24時間までを対象とする。**

富士山火山噴火の流れ



本計画の対象範囲

3 対象とする現象と避難対象エリア

■対象とする火山現象

本計画では、**溶岩流**を被害想定の対象とする。また降灰は避難の際に考慮することとする。

■影響想定範囲と避難対象エリア

溶岩流の避難対象エリアは基本計画で定義されており、第1次～第6次避難対象エリアの6つに区分されている。

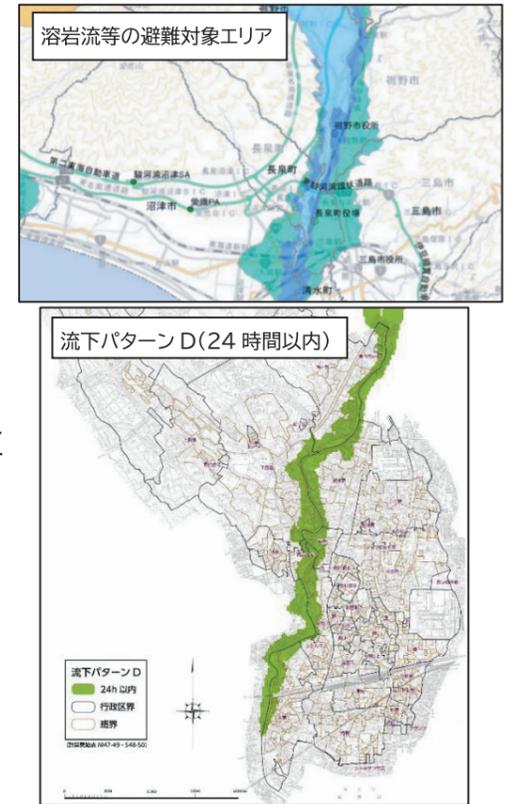
本計画では**第4次避難対象エリア（3～24時間以内に溶岩流到達の可能性がある地域）**を避難指示*の対象区域とする。

■流下パターン

県が、想定火口範囲の区分と分水嶺等の地形により、24時間以内の複数の溶岩流ドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた流下パターンを作成した。

本町での被害が想定される範囲は、富士山の6火口から噴火した場合を想定した**流下パターンD**にあたる。

*避難指示とは…災害により被害が発生する恐れのある地域の住民に対して避難を呼び掛けるため町長が発表する情報。



4 避難対象地区と避難先

■避難対象地区と避難先

避難対象エリアについては、町長が噴火警戒レベルに応じて噴火前に**班単位で避難の指示を発令**し、避難対象地区内の住民等は一時集結地*への避難を開始する。第4次避難対象エリアの避難対象区域及び避難指示*の発令のタイミングは以下の通りである。

避難対象エリア区分	避難対象地区(区・班)		一時集結地
第4次避難対象エリア	南一色区	①②⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑯⑰班	長泉小学校
	東ベ南一色区		
	荻素区	①②③④⑤⑥班	
	下長窪区	①②③④⑤⑥⑩⑪⑰⑱⑲班	長泉中学校
	尾尻住宅区		
	納米里区	①②⑦⑨⑩⑪⑬⑮⑯班	南小学校
	鮎壺区	①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑭⑮⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺班	
	本宿区	①③⑥⑦⑧⑩⑫⑬⑭⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺班	学校法三島学園 知徳高校
シャルマン区			

*一時集結地とは…避難を実施する際、最終目的地である受入市町の避難所に避難する前に一時的に集合する地点。火山情報の共有や避難者の確認、今後の避難先施設等の案内を受ける。本計画では、町内での避難においては、長泉町指定の広域避難場所の一部を一時集結地とする。また広域避難(町外避難)の際には、受入市町において一時集結地が開設される。

5 噴火警戒レベルと避難指示

■避難者の区分

避難の対象者は「**一般住民**」と「**避難行動要支援者**」の2つに区分する。

- ①「一般住民」：噴火警戒レベル5で発令される「避難指示」により避難行動を開始する。
- ②「避難行動要支援者」：要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。噴火警戒レベル4で発令される「高齢者等避難」により避難行動を開始する。

■噴火警戒レベルと避難指示

気象庁は富士山火山避難計画に基づき、火山活動の状況に応じて必要となる具体的な防災対応を噴火警戒レベルとして5段階に区分している。警戒レベルをもとに、町は町民等に対し避難情報を発信する。噴火警戒レベル及び町の情報発信のタイミング、住民の行動については以下の図の通りである。

噴火の推移	火山活動の異常～噴火開始前					噴火直前		噴火の発生～終息まで	
噴火警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	噴火後(24時間以内)	24時間以降		
町が発信する情報	活火山であることを留意	火口周辺規制	入山規制	高齢者等避難 ・一時集結地への避難の呼びかけ ・一般住民 ・避難準備の呼びかけ ・自主的な分散避難の呼びかけ ・火山噴火に関する注意喚起	避難指示 ・自主的な分散避難の呼びかけ ・一時集結地への避難の呼びかけ	緊急避難確保 避難情報	24時間以降も避難が必要となる場合		
一般住民の避難行動	自主的な分散避難					噴火警戒レベルが引き下げられ、避難指示が解除された場合	避難指示に従い町外避難を想定		
避難行動要支援者の避難行動	自主的な分散避難					避難指示を解除 避難者は帰宅			

6 避難方法

■避難のパターン

避難のパターンは「**自主的な分散避難**」と「**避難指示に基づいた公的避難**」のいずれかとする。

- ①「自主的な分散避難」：避難指示とは別に、親類や知人、または宿泊施設など、身を寄せることが可能な場所への自主的な避難
- ②「公的避難」：避難指示に従い、指定された一時集結地へ向かう避難

一時集結地は長泉小学校・長泉中学校・南小学校・学校法人三島学園知徳高校の4箇所とする。

■避難手段

避難の手段は**自家用車もしくは徒歩**を想定する。

7 事前準備

■住民情報の把握

自主防災組織において、区長は班ごとに**世帯台帳等を作成**し、世帯及び避難行動要支援者をあらかじめ把握しておく。また噴火時の避難先を台帳に記載し、避難先の把握に努める。

避難所以外に避難する場合は、避難の際にステッカー等により目印を玄関に表示し、避難済みであることを周囲に知らせるものとする。

■持ち出し品の準備

富士山火山噴火に備え、各家庭で**1週間程度の飲料水、食糧、携帯トイレの備蓄を推奨**する。

また**避難が永久的となる可能性があることに留意し、持ち出し品をあらかじめ準備**しておくことを推奨する。

■情報覚知手段の把握

火山活動の活発化に伴う現象が観測された場合及び火山噴火による災害が発生した際には、気象庁、県、町から様々な情報が発信されるため、住民等は行政機関のホームページや防災行政無線の情報等を利用した情報の把握に努める。

本町においては、避難に関連する情報伝達・広報は、**同報無線、ラジオ、各種SNS**、などにより広く住民等へ伝達する。

8 24時間以降の計画について

■以降の計画の策定について

本計画では流下パターンDによる24時間以内の計画について記載しているが、24時間以降の避難計画については今後の噴火状況や基本計画に則り、検討を続けるものとする。

■想定されている町外避難先

町外避難となった際は「富士山火山に関する広域避難の調整方針について」広域避難計画(素案)に基づき、本町の広域避難先とされている受入Bグループ(熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町)へ避難を拡大する。避難の際の避難手段は原則自家用車(相乗り含む)と想定する。町外避難における具体的な避難先、避難人数等は今後調整をおこなうものとする。

受入市町	施設名称	所在地
熱海市	南熱海マリンホール	熱海市下多賀
伊東市	伊東市民体育センター	伊東市玖須美和田
伊豆市	日本サイクルスポーツセンター	伊豆市大野
伊豆の国市	旧スポーツワールド駐車場	伊豆の国市南江間
函南町	状況に応じて発災後に指定する場所	